

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年2月及び同年3月並びに53年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月及び同年3月  
② 昭和53年12月から54年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①は、母親が保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②は、私が加入手続を行い、母親が保険料を納付してくれていたはずなので、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、60歳に到達する直前の\*年\*月までの期間（申請免除となっている昭和37年度を除く。）の保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、その母親が申立期間に係る保険料を納付組織で納付していたと思う旨供述しているところ、A町の回答によると、申立期間当時、申立人の居住していた地区では納付組織が存在していたことが確認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は昭和46年から58年までの13年間にわたり、毎年、B事業所において定期的に季節雇用として勤務しており、申立人が自分で加入手続を行うようになったと主張する

50年以降については、申立期間②を除き7回にわたり厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、国民年金加入期間は全て国民年金保険料を納付していることから、申立期間②についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、毎年B事業所での雇用契約終了時に、国民年金への切替手続について説明を受けたと供述しているところ、同事業所の後継事業所では、「申立期間当時の資料が無く不明だが、説明をしていたと思う。」旨回答しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を平成20年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月31日から同年6月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、就業場所の変更も無く、株式会社Aに継続して勤務していた。申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査確認して申立てを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B株式会社及び同僚の供述並びに申立人から提出された給与支給明細書から判断すると、申立人は、平成20年5月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成20年5月分の給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人の資格喪失日を平成20年5月

31 日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年5月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月21日から同年5月10日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和42年4月1日付けでB株式会社C事業所（現在は、D株式会社）からA株式会社に出向を命ぜられ、46年4月1日に被保険者資格を喪失するまで正社員として継続勤務していた。

会社から授与された勤続30年及び40年の表彰状もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに同僚の厚生年金保険の加入記録及び供述から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社に継続して勤務し（B株式会社C事業所からA株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D株式会社から提出された辞令簿において、申立人のA株式会社への出向年月日は昭和42年4月1日と記載されていることが確認できるものの、B株式会社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びD株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人は同年4月21日にB株式会社C事業所における被保険者

資格を喪失した旨記載されている上、雇用保険の加入記録によると、申立人の同事業所における離職日は同年4月20日、A株式会社における資格取得日は同年4月21日とされていることから、同年4月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年10月まで  
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、私は、申請免除の手続を行っていたことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申請免除の手続について、「役場の窓口か、役場又は社会保険事務所の職員が自宅に来た時に手続を行っていた。」旨主張しているところ、申立期間は国民年金保険料の収納事務が国へ移管された平成14年4月以降の期間であることから、申立人の自宅に訪問するとすれば、社会保険事務所の職員又は国民年金推進員となるが、申立期間当時、当該職員又は推進員が申立人の自宅を訪問したことを確認できる資料が無い上、申立人が毎年提出したとする申請免除について、3回にわたり連続して行政側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

また、A町では、申立人の申請免除の手続について、「町が保管する免除申請書の控えを確認したところ、平成16年度については、平成16年12月28日に申請が行われ、同年11月分から17年6月分まで申請免除となったことは確認できるが、平成14年度及び15年度については、申請免除の手続をとった形跡は見られない。」旨回答しているところ、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、かつ、口頭意見陳述においても申立内容を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料が免除さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年12月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時はA県B市に住んでおり、実家の母に連絡して同市で国民年金保険料が納付できるように手続をしてもらい、保険料は勤務先の近くにあったB市役所のC出張所で毎月納めていたはずである。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に同手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金への加入時期は昭和61年1月頃と推認され、これを前提とすれば、申立期間の保険料については、過年度納付及び現年度納付が可能である。

しかしながら、申立人から聴取しても、国民年金加入後に毎月の保険料を納付したとする以外に、申立期間の保険料を遡って納付したことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月1日から36年7月1日まで  
② 平成6年2月1日から8年1月1日まで  
③ 平成8年1月1日から11年5月1日まで  
④ 平成11年5月1日から同年12月11日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、各申立期間について、当時の給与月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

しかし、私は、申立期間①はA株式会社（現在は、株式会社B）に勤務し、在職中に2回ほど昇給した記憶があるが、標準報酬月額は全て1万円となっている上、仕事に関連した資格を所持していたにもかかわらず、当時、共に同社で働いていた妻の標準報酬月額（1万円）と同額とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②及び④はC株式会社に勤務し、申立期間③はD事業所に勤務しており、いずれの期間も取締役として月額30万円の役員報酬を受けていたので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bに対し、申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「当時の関係資料は残されておらず詳細は不明である。」旨回答しており、申立内容を確認できる関係資料及び供述等は得られない。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額は、被保険者資格を取得した昭和32年11月1日から35年7月

31日まで8,000円、同年8月1日から36年7月1日まで1万円と記録されていることが確認できるとともに、同時期に同事業所に勤務した申立人の妻の標準報酬月額は、34年4月1日から35年4月1日まで4,000円と記録されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人が主張する昇給が行われた上、申立人はその妻より高額の給与を受けていたことが推認できるが、当該期間については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条により、標準報酬月額が1万円未満の場合は、これを1万円とする取扱いとされていることから、オンライン記録上、当該期間に係る申立人及びその妻の標準報酬月額がいずれも1万円とされたことが確認でき、一連の記録に不自然さはないほか、同名簿において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

さらに、オンライン記録において、申立人と同時期に当該事業所に勤務していたことが確認できる18人のうち、所在が確認できた10人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ、9人から回答が得られたが、このうちの一人は「自身の標準報酬月額の記録は正しい。」旨回答し、残る8人は「標準報酬月額の記録が事実と相違しているのかは分からない。」旨回答しており、申立てを裏付ける証言等は得られない。

加えて、上記9人のうち、自身の職種が申立人と同じであると回答のあった3人の申立期間に係る標準報酬月額は、4,000円から1万2,000円までの範囲であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

申立期間②及び④について、C株式会社は平成14年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に対し、申立期間当時に係る申立人の厚生年金保険料控除の状況について照会したが、回答は得られず、申立内容を確認できる資料及び供述等は得られない。

また、オンライン記録において、申立人と同時期に当該事業所に勤務していたことが確認できる18人のうち、所在が確認できた10人に対し、申立期間当時の標準報酬月額について照会したところ、3人から回答が得られたが、このうちの一人は「自身の標準報酬月額の記録は正しい。」旨回答し、二人は「標準報酬月額の記録が事実と相違しているのかは分からない。」旨回答しており、申立てを裏付ける具体的な証言等は得られない。

さらに、当該事業所の商業登記簿から、申立期間当時、同事業所の役員であったことが確認できる3人の標準報酬月額の推移を確認したが、申立人の標準報酬月額のみが他の役員と異なり、特に低額であるという事情は見当たらない上、オンライン記録上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

申立期間③について、D事業所は平成11年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に対し、申立期間当時に係る申立人

の厚生年金保険料の控除について照会したが、回答は得られず、申立内容を  
確認できる資料及び供述等は得られない。

また、オンライン記録において、申立人と同時期に当該事業所に勤務して  
いたことが確認できる 13 人のうち、所在が確認できた 10 人に対し、申立期  
間当時の状況について照会したところ、一人から回答が得られたが、「当時  
の関係資料や具体的な記憶は無く、標準報酬月額記録が事実と相違してい  
るのかは分からない。」旨回答しており、申立てを裏付ける証言等は得られ  
ない。

さらに、当該事業所の商業登記簿から、申立期間当時、同事業所の役員で  
あったことが確認できる二人の標準報酬月額の推移を確認したが、申立人の  
標準報酬月額のみが他の役員と異なり、特に低額であるという事情は見当た  
らない上、オンライン記録上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は  
無い。

このほか、各申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく  
厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら  
ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料  
を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 7 月 27 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 16 日から 41 年 7 月 30 日まで

日本年金機構から、脱退手当金の支給に関する確認のはがきが届いた。

しかし、私は、A株式会社B事業所及びC株式会社に勤務していた期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 7 月 30 日の前後 2 年以内に同資格を喪失した者 26 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 17 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、上記 26 人のうち所在が確認できた 16 人に照会したところ、回答を得られた 8 人のうち 7 人は、「会社から脱退手当金を受給するかどうかの意向確認があった。」旨回答しており、それらを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 6 か月後の昭和 42 年 1 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所では、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについては不明と回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 7 日から 42 年 10 月 1 日まで  
年金事務所に、A 株式会社に勤務していた当時の昭和 38 年 3 月から 42 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、自分の記憶と大きく相違していた。  
入社当初の給与の手取り額は 3 万円くらいであり、最終的には手取りで 5 万円から 6 万円くらいの給与額だったはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、昭和 38 年 3 月 7 日の資格取得時における標準報酬月額は 1 万円とされており、オンライン記録と一致する。

また、A 株式会社では、申立期間当時の関連資料は上記通知書のみであり、それ以外については不明である旨回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、一人から回答を得られたが、申立人の主張を裏付ける供述等は得られない上、当該同僚二人及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和 38 年 3 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、申立人の整理番号の前後計 100 人の記録を確認したが、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、申立人の標準報酬月額等が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1301 (事案 191 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 2 日から同年 4 月 6 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 9 日から同年 4 月 15 日まで  
③ 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 16 日まで  
④ 昭和 47 年 11 月 18 日から 48 年 4 月 16 日まで  
⑤ 昭和 48 年 11 月 17 日から 49 年 4 月 14 日まで

各申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けた  
が、納得がいかないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までに係る申立てについては、i) A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票、同事業所の後継事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 44 年 1 月 6 日に被保険者資格を取得し、同年 3 月 2 日に同資格を喪失した後、46 年 11 月 29 日に被保険者資格を再度取得し、47 年 3 月 31 日に同資格を喪失していることが確認できること、ii) 当該事業所において一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人と一緒に勤務したことはあるが、申立人が勤務していた個々の期間については分からない。」としており、申立人の勤務期間を特定できる供述を得ることができない上、同事業所における厚生年金保険の取扱いについても明確な供述を得ることはできないこと、iii) C健康保険組合に係る健康保険被保険者記録において、各申立期間について、申立人が同組合に加入していたことが確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っ

ているが、新たな資料や情報の提示は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。